

# 福岡県公報

令和 2 年 6 月 16 日  
第 111 号

## 目 次

### 告 示 (508-523号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) ..... 5

### 公 告

- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 令和 2 年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) ..... 8

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障がい福祉課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 10

## 告 示

### 福岡県告示第508号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類   | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間                                    | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|----------|---------|-------|---------|--|------------------|---------------|
| 八 女      | 一 国 般 道 | 442号  | 前       | 八女市黒木町大淵3125番1先から<br>八女市黒木町大淵3953番3先まで | 6.6<br>～<br>64.0 | 660.0         |
|          |         |       | 後       | 八女市黒木町大淵3125番1先から<br>八女市黒木町大淵3953番3先まで | 7.2<br>～<br>72.3 | 653.0         |

### 福岡県告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年3月福岡県告示第641号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 区域の名称  | 指定の区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-----------------------------|---------------------|
| 四時田(1) | 糟屋郡宇美町原田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第642号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称  | 指定の区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 四時田(1) | 糟屋郡宇美町原田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面1に記載する表のとおり               |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称  | 指定の区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 四時田(1) | 糟屋郡宇美町原田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面1に記載する表のとおり               |

備考 別紙図面1は省略し、その図面は宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第643号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 吉庵川   | 嘉麻市下山田（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流                 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第644号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 吉庵川   | 嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第514号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------------|---------------------|
| 吉庵川   | 嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第515号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第457号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------------------|
|-------|-----------|---------------------|

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 東西浦 - 2 | 嘉麻市漆生（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
|---------|-------------------------|---------|

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第516号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第458号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 区域の名称   | 指 定 の 区 域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|-------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 東西浦 - 2 | 嘉麻市漆生（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第517号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 2 年 6 月 16 日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|------|----|-----|-------|--------|
|------|----|-----|-------|--------|

|       |         |             |        |        |
|-------|---------|-------------|--------|--------|
| 田居261 | 訪問介護 優笑 | 田川市白鳥町9番17号 | R2・4・1 | 訪介・一号訪 |
|-------|---------|-------------|--------|--------|

**福岡県告示第518号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号  | 名 称           | 所 在 地             | 休止年月日   |
|-------|---------------|-------------------|---------|
| 柳介薬55 | ちくし調剤薬局柳川病院前店 | 柳川市筑紫町29          | R2・3・31 |
| 京介薬72 | コーエイ調剤薬局      | 京都郡苅田町富久町二丁目28-17 | R2・3・31 |

**福岡県告示第519号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 旧 所 在 地 | 新 所 在 地 | 再開年月日 |
|------|-----|---------|---------|-------|
|      |     |         |         |       |

|      |               |              |                 |        |
|------|---------------|--------------|-----------------|--------|
| 京支29 | 吉富町地域包括支援センター | 築上郡吉富大字広津342 | 築上郡吉富大字広津641番地1 | R2・4・1 |
|------|---------------|--------------|-----------------|--------|

**福岡県告示第520号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称  | 指 定 の 区 域                   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-----------------------------|---------------------|
| 四時田(1) | 糟屋郡宇美町原田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第521号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                         |
|----------|-------|---------------------------------------|
| 南筑後      | 大牟田線  | 大牟田市大字岩本180番1先から<br>大牟田市大字岩本1141番5先まで |

**福岡県告示第522号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名   | 変更前後別 | 区間                               | 幅員<br>(メートル)       | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|-------|-------|----------------------------------|--------------------|--------------|
| 直方       | 県道    | 福岡直方線 | 前     | 直方市大字直方670番45先から直方市新町一丁目448番3先まで | 5.0<br>～<br>19.2   | 265.0        |
|          |       |       | 後     | 直方市大字直方670番45先から直方市新町一丁目666番3先まで | 16.0<br>～<br>135.6 | 290.6        |

#### 福岡県告示第523号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 種類 |   | 題名                          | 図書番号等                     | 発行所            | 指定理由  |
|----|---|-----------------------------|---------------------------|----------------|---|
| 図書 | 1 | 裏マニアックス<br>-極太裏事典-<br>SUPER | ISBN978-4-<br>86673-177-3 | 株式会社三才<br>ブックス | 青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。 |

公 告

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称     | 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）                    |
|------------------------|--|
| 土砂災害特別警戒区域<br>四時田(1)地区 | 糟屋郡宇美町宇美中央四丁目9番6号<br>株式会社ナカムラ<br>代表取締役 中村 桂子 |

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和2年5月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) ダイレックス新志免店
  - 所在地 糟屋郡志免町南里七丁目521番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称     |             | 住所                  |
|------------|-------------|---------------------|
| ダイレックス株式会社 | 代表取締役 多田 高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称     |             | 住所                  |
|------------|-------------|---------------------|
| ダイレックス株式会社 | 代表取締役 多田 高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年1月30日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,388平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置  | 収容台数(台) |
|---------|---------|
| 建物北東側   | 18      |
| 建物敷地北西側 | 40      |
| 合計      | 58      |

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物北側   | 16      |

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物北東側     | 65         |

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物内北東側       | 15.28      |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置                            |
|-------|-------------------------------|
| 4箇所   | 建物敷地北東側及び北西側<br>建物敷地北西側駐車場南東側 |

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

令和2年5月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ライフガーデン甘木

(2) 所在地 朝倉市一木字合畝町1208番1

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称      |            | 住所                 |
|-------------|------------|--------------------|
| ダイワロイヤル株式会社 | 代表取締役 原田 健 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 |

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称       |             | 住所                    |
|--------------|-------------|-----------------------|
| 株式会社九州テックランド | 代表取締役 折田 正二 | 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号      |
| ダイレックス株式会社   | 代表取締役 多田 高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地   |
| 株式会社セリア      | 代表取締役 河合 映治 | 岐阜県大垣市外濶二丁目38番地       |
| 株式会社しまむら     | 代表取締役 鈴木 誠  | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 |

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和 3 年 1 月 30 日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,983平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| 建物敷地内  | 351      |

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| A 棟北側  | 60       |
| A 棟北側  | 50       |
| B 棟東側  | 65       |
| B 棟東側  | 30       |
| B 棟東側  | 20       |
| B 棟東側  | 25       |
| 合計     | 250      |

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積 (平方メートル) |
|-----------|-------------|
| A 棟西側     | 50          |
| B 棟西側     | 91          |
| C 棟北側     | 50          |
| 合計        | 191         |

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) |
|--------------|-------------|
| A 棟内西側       | 45.94       |
| B 棟内西側       | 6.66        |
| B 棟内西側       | 6.32        |
| B 棟内西側       | 5.02        |
| C 棟内北側       | 10.88       |
| 合計           | 74.82       |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位 置           |
|-------|---------------|
| 4 箇所  | 建物敷地東側、西側及び北側 |

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 No.   | 荷さばき可能時間帯                |
|--------------|--------------------------|
| 荷さばき施設 No. 1 | 午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分 |
| 荷さばき施設 No. 2 | 24 時間                    |

|            |      |
|------------|------|
| 荷さばき施設No.3 | 24時間 |
|------------|------|

**公告**

令和2年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の

試験を免除する。

(2) 日時及び場所

| 日                 | 時  | 科目   | 場所   |
|-------------------|--|--|--|
| 令和2年9月4日<br>(金曜日) | 午後1時00分から午後3時00分まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。） | 衛生法規<br>公衆衛生学<br>食品学<br>食品衛生学<br>栄養学<br>製菓理論<br>製菓実技 | 福岡市博多区吉塚本町13番50号<br>福岡県吉塚合同庁舎<br>8階803号会議室 |

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

- ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（(オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。
- (ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部
- (イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
- (ウ) 履歴書 1部
- (エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部
- (オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部



イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。

郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、令和2年7月1日（水曜日）から令和2年7月16日（木曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和2年7月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和2年10月7日（水曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、令和2年9月4日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次の

とおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第31号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年6月9日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年5月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福岡

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンモール株式会社

代表者名 吉田 明夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンモール株式会社

代表者名 岩村 康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年5月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福岡

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| イオン九州株式会社<br>代表取締役 岡澤 正章<br>福岡市博多区博多駅南2-9-11 | イオン九州株式会社<br>代表取締役社長 柴田 祐司<br>福岡市博多区博多駅南2-9-11 |

他129社

他213社